

# 地域における介護サービス

## 取りまとめ

---

「地域支援事業交付金」(厚生労働省所管事業)

「保険者機能強化推進交付金」(厚生労働省所管事業)

- ・将来的に介護費用が増大することが見込まれる一方、国民の負担にも限界がある中で、介護保険によるサービスの持続可能性を確保するためには、保険者である市町村が地域の特性に応じて介護サービスを効率的・効果的に提供することが求められている。
- ・しかしながら、市町村の人員やノウハウ等には課題や地域差がある他、広域的な調整が必要な場合等もあることから、都道府県は、創意工夫のある好事例を横展開するなどを通じて、市町村に対する支援の強化・充実を促進すべきである。
- ・また、保険者機能強化推進交付金については、こうした都道府県や市町村による取組度合いや進捗状況を確認できるよう、適切な評価指標を盛り込むことで「見える化」を一層進めていくべきである。加えて、財政的インセンティブによる機能強化を図るため、定量的なアウトカム指標の比重を高めることや、地域支援事業の介護予防サービスを受ける「要支援者」の状態変化等に関するアウトカム指標を追加することなどを次回平成31年度交付分に向けて検討すべきである。
- ・地域支援事業においては、日常的な分析把握により要介護認定の変化等に効果

のある取組を特定し、速やかにその横展開や保険者機能強化推進交付金の指標への反映等により、市町村や都道府県の実施状況の底上げを図っていくべきである。

- ・要介護者の中でも比較的軽度と考えられる者に対する生活援助サービス等については、地域支援事業に統合することにより、各事業主体におけるスケールメリットも期待できるため、サービスの質の確保を前提に、今年度の全市町村に拡大されている地域支援事業の実施状況等も踏まえて、来年度において、地域支援事業への段階的移行について具体的に検討を進めるべきである。